

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 数 ： 0 人（令和 8 年 6 月 1 日現在の状況報告より）
- 2. 派 遣 先 事 業 所 数 ： 0 件（令和 7 年度事業報告書より）
- 3. 派遣料金の額の平均額 ： 0 円（令和 7 年度事業報告書より）
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 ： 0 円（1 日 8 時間あたり）（令和 7 年度事業報告書より）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。）
- 5. マ ー ジ ン 率 ： ー
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。

7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 ： TEL 0 8 5 2 - 2 8 - 1 1 7 1

(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項

- ・ 労災保険、有給休暇
- ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
- ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的かつ短期的就業であるため）
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会 本部事務所
〒 6 9 0 - 0 8 8 7 島根県松江市殿町 8 番地 3
電話： 0 8 5 2 - 2 8 - 1 1 7 1

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 数 ： 260 人（令和 8 年 6 月 1 日現在の状況報告より）
- 2. 派 遣 先 事 業 所 数 ： 94 件（令和 7 年度事業報告書より）
- 3. 派遣料金の額の平均額 ： 11,055 円（令和 7 年度事業報告書より）
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 ： 8,836 円（1 日 8 時間あたり）（令和 7 年度事業報告書より）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。）
- 5. マ ー ジ ン 率 ： 20.0%
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
- 7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
 - (1) キャリアコンサルティングの相談窓口 ： TEL 0 8 5 2 - 2 7 - 0 8 8 8
 - (2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

- 8. 福利厚生に関する事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的かつ短期的就業であるため）
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会 松江市事務所
〒 6 9 0 - 0 8 2 3 島根県松江市西川津町 8 2 5 番地 2
電話： 0 8 5 2 - 2 7 - 0 8 8 8

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 数 ： 105 人（令和 8 年 6 月 1 日現在の状況報告より）
- 2. 派 遣 先 事 業 所 数 ： 21 件（令和 7 年度事業報告書より）
- 3. 派遣料金の額の平均額 ： 10,751 円（令和 7 年度事業報告書より）
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 ： 8,663 円（1 日 8 時間あたり）（令和 7 年度事業報告書より）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。）
- 5. マ ー ジ ン 率 ： 19.4%
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
- 7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 ： TEL 0 8 5 5 - 2 3 - 4 6 8 0
(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	Off-jt	事業主	無償	有給
安全衛生に係る注意点	派遣中	派遣会員	Off-jt	事業主	無償	有給

- 8. 福利厚生に関する事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的かつ短期的就業であるため）
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会 浜田市事務所
〒 6 9 7 - 0 0 5 2 島根県浜田市港町 277 番地
電話： 0 8 5 5 - 2 3 - 4 6 8 0

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 数 ： 339 人（令和 8 年 6 月 1 日現在の状況報告より）
- 2. 派 遣 先 事 業 所 数 ： 147 件（令和 7 年度事業報告書より）
- 3. 派遣料金の額の平均額 ： 10,598 円（令和 7 年度事業報告書より）
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 ： 8,504 円（1 日 8 時間あたり）（令和 7 年度事業報告書より）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。）
- 5. マ ー ジ ン 率 ： 19.8%
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
- 7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
 - (1) キャリアコンサルティングの相談窓口 ： TEL 0 8 5 3 - 2 4 - 1 7 8 7
 - (2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
入職時のマナー講習	雇入時	初めて派遣する者	OFF-JT	事業主	無償	有給
キャリアアップ研修	派遣中	雇用見込 1 年以上の者	OFF-JT	事業主	無償	有給

- 8. 福利厚生に関する事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的かつ短期的就業であるため）
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会 出雲市事務所
〒 6 9 3 - 0 0 0 2 島根県出雲市今市町北本町 2 丁目 1 番地 6
電話： 0 8 5 3 - 2 4 - 1 7 8 7

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 ： 60 人（令和 8 年 6 月 1 日現在の状況報告より）
2. 派 遣 先 事 業 所 数 ： 27 件（令和 7 年度事業報告書より）
3. 派遣料金の額の平均額 ： 10,190 円（令和 7 年度事業報告書より）
4. 派遣会員の賃金の平均額 ： 8,045 円（1 日 8 時間あたり）（令和 7 年度事業報告書より）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。）
5. マ ー ジ ン 率 ： 21.1%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 ： TEL0856-24-2190
(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇用時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給
技能研修	雇用時・派遣中	指定する派遣会員	OJT	派遣先	無償	有給
技能別訓練	派遣中	派遣中	OFF-JT	事業主	無償	有給
8. 福利厚生に関する事項
・ 労災保険、有給休暇
・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的かつ短期的就業であるため）
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会 益田市事務所
〒698-0012 島根県益田市大谷町334-1
電話：0856-24-2190

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 68 人（令和 8 年 6 月 1 日現在の状況報告より）
2. 派 遣 先 事 業 所 数 36 件（令和 7 年度事業報告書より）
3. 派遣料金の額の平均額 : 11,280 円（令和 7 年度事業報告書より）
4. 派遣会員の賃金の平均額 8,760 円(1 日 8 時間あたり)（令和 7 年度事業報告書より）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。）
5. マ ー ジ ン 率 : 22.3%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL 0 8 5 4 - 2 8 - 6 5 5 1
(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
入職時研修	雇入れ時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給
職能的訓練	派遣中	派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
- ・ 労災保険、有給休暇

・ 指定宿泊施設会員割引制度等

（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）

・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的かつ短期的就業であるため）

※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会 安来市事務所
〒 6 9 2 - 0 0 0 7 島根県安来市荒島町 2 1 7 6 番地 3
電話： 0 8 5 4 - 2 8 - 6 5 5 1

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 : 23 人 (令和 8 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 13 件 (令和 7 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 10,619 円 (令和 7 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 8,513 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 7 年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 19.8%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL 0 8 5 5 - 5 2 - 5 3 2 0
(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
- ・ 労災保険、有給休暇

・ 指定宿泊施設会員割引制度等

(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)

・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的かつ短期的就業であるため)

※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所

公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会 江津市事務所
〒 6 9 5 - 0 0 1 7 島根県江津市江津町 9 5 4 番地 6 1
電話 : 0 8 5 5 - 5 2 - 5 3 2 0

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 数 ： 111 人（令和 8 年 6 月 1 日現在の状況報告より）
- 2. 派 遣 先 事 業 所 数 ： 42 件（令和 7 年度事業報告書より）
- 3. 派遣料金の額の平均額 ： 10,767 円（令和 7 年度事業報告書より）
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 ： 8,630 円（1 日 8 時間あたり）（令和 7 年度事業報告書より）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。）
- 5. マ ー ジ ン 率 ： 19.8%
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。

7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 ： TEL 0 8 5 4 - 4 2 - 3 6 4 2

(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OJT	派遣先	無償	有給
技能別訓練	派遣中	派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項

- ・ 労災保険、有給休暇
- ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
- ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的かつ短期的就業であるため）
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会 雲南市事務所
〒 6 9 9 - 1 3 3 4 島根県雲南市木次町新市 3 番地
電話： 0 8 5 4 - 4 2 - 3 6 4 2

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 : 22 人 (令和 8 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 10 件 (令和 7 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 11,104 円 (令和 7 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 8,791 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 7 年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 20.8%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL 0 8 5 4 - 5 2 - 0 2 9 4
(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇用時	入職時の派遣会員	OFF - JT	事業主	無償	有給
技能研修	雇用時・派遣中	指定する派遣会員	OJT	派遣先	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
- ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的かつ短期的就業であるため)
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会 奥出雲町事務所
〒 6 9 9 - 1 8 2 1 島根県仁多郡奥出雲町稲 5 7 番地 6
電話 : 0 8 5 4 - 5 2 - 0 2 9 4

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 : 32 人 (令和 8 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 6 件 (令和 7 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 10,122 円 (令和 7 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 8,030 円(1 日 8 時間あたり) (令和 7 年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 20.6%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL 0 8 5 6 - 7 4 - 1 5 0 1
(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給
技能研修	派遣中	指定する派遣会員	OFF-JT	外部講師	無償	無給

8. 福利厚生に関する事項
- ・ 労災保険、有給休暇

・ 指定宿泊施設会員割引制度等

(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)

・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的かつ短期的就業であるため)

※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所

公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会 津和野事務所

〒 6 9 9 - 5 2 2 1 島根県鹿足郡津和野町日原 5 4 - 2 5

電話 : 0 8 5 6 - 7 4 - 1 5 0 1

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 : 55 人 (令和 8 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 30 件 (令和 7 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 11,968 円 (令和 7 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 9,348 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 7 年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 21.8%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL 0 8 5 6 - 7 4 - 6 2 3 1
(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
- ・ 労災保険、有給休暇

・ 指定宿泊施設会員割引制度等

(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)

・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的かつ短期的就業であるため)

※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所

公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会 美郷町事務所

〒 6 9 9 - 4 6 2 1 島根県邑智郡美郷町粕渕 1 9 5 番地 1

電話 : 0 8 5 6 - 7 4 - 6 2 3 1

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 : 0 人 (令和 8 年 6 月 1 1 日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 0 件 (令和 7 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 0 円 (令和 7 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 0 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 7 年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : — %
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL 0 8 5 6 - 7 9 - 2 0 8 7
(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
- ・ 労災保険、有給休暇

・ 指定宿泊施設会員割引制度等

(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)

・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的かつ短期的就業であるため)

※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所

公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会 吉賀町事務所

〒 6 9 9 - 5 5 1 3 島根県鹿足郡吉賀町六日市 5 8 0 番地 4

電話 : 0 8 5 6 - 7 9 - 2 0 8 7

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 数 : 28 人 (令和 8 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
- 2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 16 件 (令和 7 年度事業報告書より)
- 3. 派遣料金の額の平均額 : 10,949 円 (令和 7 年度事業報告書より)
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 : 8,564 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 7 年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。)
- 5. マ ー ジ ン 率 : 21.7 %
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。

7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- (1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL 0 8 5 1 2 - 3 - 1 6 9 1
- (2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

- 8. 福利厚生に関する事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的かつ短期的就業であるため)
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会 隠岐の島町事務所
〒 6 8 5 - 0 0 2 7 島根県隠岐郡隠岐の島町原田 3 9 6 番地
電話 : 0 8 5 1 2 - 3 - 1 6 9 1